

日本深層心理音楽療法学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当学会は、日本深層心理音楽療法学会と称し、英語では The Japanese Association for Depth Psychological Music Therapy (略称 JA-DPMT)と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当学会は、主たる事務所を東京都武蔵野市吉祥寺南町5-8-10に置く。

(目的)

第3条 当学会は、深層心理を扱う音楽療法の学術研究の発展と臨床技術の向上及び普及を図り、人々の健康と、より良い社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当学会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術研究の促進を主とする大会の開催
- (2) 資格認定及び会員の資質向上に関わるセミナー等の開催
- (3) 機関誌等の刊行
- (4) 国内外の関係団体との交流およびネットワーク構築
- (5) 広報活動
- (6) その他当学会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(入会)

第5条 当学会の目的に賛同し、所定の手続きを経て理事会の承認を受けた入会者を会員とする。

2 会員の種別は、正会員・準会員・一般会員・賛助会員とする。

- ① 正会員：国内外で公的な深層心理的音楽療法のトレーニングを修了した者。および、必要に応じて理事会が承認した者。
- ② 準会員：国内外で公的な深層心理的音楽療法のトレーニングを受講している者。または、教育分析を20回以上受けた者。
- ③ 一般会員：当学会の目的に賛同する個人
- ④ 賛助会員：当学会の目的に賛同する個人、法人、団体

3 正会員の中で、所定の手続きを経て当該委員会および理事会の承認を得た者を、日本深層心理音楽療法学会認定音楽療法士とする。認定音楽療法士

の資格については別紙に定める。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、入会金及び会費等を納入する義務を負う。所定の諸経費を納入した者をその年度の会員とする。但し、既納の会費は返還しない。

2 諸会費の改訂は、理事会において定める。

(会員の権利)

第7条 会員は、当学会主催のセミナー等に参加し、当学会の大会および機関誌に自らの研究を發表することができる。

2 正会員及び準会員は、規則に基づき、当学会の開催する学会ならびに機関誌に研究を發表することができる。

3. 一般会員及び賛助会員は、機関誌の配布は受けるが、当学会において發表することはできない。また役員の対象にならない。

(退会)

第8条 当学会を退会しようとする会員は、予め当学会事務局に届け出る。

(除名)

第9条 当学会の会員が、当学会の名誉を毀損し、若しくは当学会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。

(2) 別に定める倫理綱領に背く行為があったとき。

(3) 当学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員及び準会員をもって構成される。

(招集)

第12条 総会は、理事長の招集により、毎年1回総会を開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(決議の方法)

第13条 総会は10分の1以上が出席しなければ議決することができない。ただし、当該議事に関し、書面により意思表示をしたものは出席者とみなす。

(議決権)

第14条 正会員及び準会員は、一人一票の議決権を有する。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに承認する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当学会は、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上9名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長、うち1名を副理事長とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、理事の推薦および理事会の承認によって正会員の中から選出される。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(任期)

第18条 理事の任期は、3年とする。選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、3年とする。選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は再任できる。理事の再任は連続3期(9年)までとする。但し、理事長、副理事長の再任は連続2期(6年)とし、更なる再任は3年以上の空白を置いた後の1期とし、通算3期(9年)までとする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、総会、理事会、委員会を組織し、事業業務を分担するとともに、当学会の運営上の責任を負う。

2 理事長は、当学会を代表し、理事会を召集し、総会では議長を務めて事業報告を行い、次年度の事業計画及び収支予算を作成して会務を統括する。

3 副理事長は理事長を補佐し、必要の際はその職務を代行する。

4 当学会の重要会務の決定は、理事によって組織される理事会が行う。

5 各委員会の委員長は、役員または正会員から1名が選任され、活動状況を理事会で報告する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、当学会の会計を監査する。

2 監事は、いつでも当学会の業務及び会計状況を調査し、理事会に出席して

意見を述べることができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、総会の3分の2以上に当たる議決権によって解任することができる。

第5章 会 計

(事業年度)

第22条 当学会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当学会の経費は、会費、賛助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

2 学術大会の開催、機関誌発行、その他の予算は、理事会で決定する。

3 報酬、賞与その他職務執行に関する支出は、理事会の決議によって定める。

4 当学会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会で承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第24条 当学会の事業報告及び決算報告は、毎年度終了後に理事長が書類を作成し、監事と理事会の承認を経た上で、総会に報告し承認を得る。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当学会の最初の事業年度は、当学会成立の日から令和6年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当学会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	井上眸、内田博美、鎌田菜美、キカート結佳、 紀野温子、小宮暖、佐脇知子、若杉晶子
設立時監事	相澤隆

(法令の準拠)

第27条 この定款に定めのない事項については、理事会で定める。

(付則)

本規約は、令和5年3月21日から施行する。

令和5年 3月21日